

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年6月14日
【四半期会計期間】	第126期第1四半期（自 2022年2月1日 至 2022年4月30日）
【会社名】	株式会社ナイガイ
【英訳名】	NAIGAI CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 今泉 賢治
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂七丁目8番5号
【電話番号】	東京(03)6230 - 1654
【事務連絡者氏名】	取締役管理部門担当 市原 聡
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂七丁目8番5号
【電話番号】	東京(03)6230 - 1654
【事務連絡者氏名】	取締役管理部門担当 市原 聡
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第125期 第1四半期連結 累計期間	第126期 第1四半期連結 累計期間	第125期
会計期間	自2021年 2月1日 至2021年 4月30日	自2022年 2月1日 至2022年 4月30日	自2021年 2月1日 至2022年 1月31日
売上高 (百万円)	2,921	2,840	13,465
経常利益又は経常損失 () (百万円)	60	273	26
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失 () (百万円)	54	283	124
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	229	238	266
純資産額 (百万円)	6,924	6,709	6,963
総資産額 (百万円)	11,849	11,878	11,712
1株当たり四半期(当期)純利益又は1株当たり四半期純損失 (円)	6.66	34.55	15.13
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	58.4	56.5	59.5

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 第126期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第125期及び第125期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、当第1四半期連結累計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社の異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

(1) 継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、前連結会計年度において、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う断続的な営業制約及び消費機会喪失等の影響により、営業利益及び営業キャッシュ・フローの黒字転換には至らなかったこと、及び当第1四半期連結累計期間においても357百万円の営業損失を計上する結果となったことから、引き続き、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせる状況の存在について認識しております。

このような状況の下、当社といたしましては、当連結会計年度におきましては、新型コロナウイルス感染症に加え、原材料価格の高騰や円安による業績への一定程度の影響を想定した経営計画に基づき、財務面で、予備運転資金として複数の金融機関より融資継続を受けることで、当面の経営に支障をきたさない十分な資金ポジションを維持しております。営業面では、2021年12月14日に公表致しました、第5次中期経営計画の着実な実行により、既存販路での販売回復に注力するとともに、EC、カタログ等による無店舗販売事業のさらなる拡大による増収計画を進めると共に、徹底したコスト及び仕入、在庫コントロールによる効率経営を実行することで、業績回復を目指してまいります。

以上のことから、現時点での当社グループにおける継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しております。この結果、前第1四半期連結累計期間と収益の会計処理が異なることから、以下の経営成績に関する説明において増減額及び前年同四半期比（%）を記載せずに説明しております。

(1) 経営成績に関する分析

当第1四半期連結累計期間における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症が長期化する中、オミクロン株の感染拡大により、まん延防止等重点措置が再発令されるなど、厳しい状況で推移しました。まん延防止等重点措置の解除後は、一部に景気の持ち直しの動きがみられますが、原材料価格の高騰や急激な円安の進行、ウクライナ情勢の影響などもあり、先行き不透明な状況が続いております。

衣料品業界におきましても、外出自粛傾向が完全には終息していない事に加え、先行きへの不安感等から衣料品への消費マインドが低迷しており、依然として厳しい状況が続いております。

こうした中、当社グループは、2022年からスタートする「第5次中期経営計画」にて公表致しました通り、当社が強みとする卸売による「ベースカーゴ事業」の維持・強化と、「成長投資・自社育成事業」と位置付ける小売り・直販事業での新たな市場及び需要の開拓に向けた各施策に取り組みました。卸売り事業では、自主運営体制の売場並びに服飾雑貨企業との連合運営売場のさらなる増設と、新規ブランド展開による百貨店販路でのシェアアップに引き続き努めるとともに、大手GMSとのプライベートブランド展開の拡充に取り組みました。小売り事業では、自社運営サイト「ナイガイ・オンラインショップ」でのインターネット販売強化と、お客様の購買利便性を向上させる販売手法の深耕に努めました。しかしながら、原材料価格、輸送費の高騰などの影響に加え、年初のオミクロン株感染急拡大による再度の市況悪化により厳しい状況となりました。

これらの結果、当第1四半期連結累計期間の売上高は2,840百万円（前年同四半期は2,921百万円）、営業損失は357百万円（前年同四半期は55百万円の営業利益）、経常損失は273百万円（前年同四半期は60百万円の経常利益）、親会社株主に帰属する四半期純損失は283百万円（前年同四半期は54百万円の親会社株主に帰属する四半期純利益）となりました。

セグメント別の経営成績は以下の通りです。

(卸売り事業)

卸売り事業につきましては、遠赤外線効果等でカラダの調子を整えるブランド“整 TOTO NO”を、越谷レイクタウンのフェムテック専門店「byeASU」内に出品したほか、ナイトウェア、レッグウェア、睡眠雑貨などを取り揃えた、眠りに特化したコンセプトショップを大丸札幌店寝具フロアにオープンするなど、新規需要の開拓に注力しました。メンズアンダーウェア、リラクシングウェアでは、新規ブランド“EMPORIO ARMANI”の展開が本格化し、店頭販売が順調に推移しました。婦人靴下では、レギンスパンツと靴下の編み機で製造したニットシューズの販売が、引き続き好調に推移しました。量販店販路では、協業による販売機会の拡大と、業務の効率化に努めました。しかしながら、1月以降にまん延防止等重点措置が再発令された事により、冬物商品の消化が想定を下回った事に加え、商標権使用料の増加が影響し、減益となりました。

これらの結果、当第1四半期連結累計期間での卸売り事業の売上高は2,307百万円(前年同四半期は2,443百万円)、営業損失は331百万円(前年同四半期は64百万円の営業利益)となりました。

(小売り事業)

小売り事業につきましては、インターネット販売では、ファッション通販サイトでのライセンスブランドの販売が、引き続き好調に推移したほか、新たに取り組んだ日曜・祝日出荷と配送期間の短縮施策が売上に寄与しました。

直営店販売では、オミクロン株の感染拡大による行動制限、外出自粛の影響で入店客数が振るわず店頭販売が苦戦する中、Happy Socksでは、アンダーウェア、スイムウェアなど雑貨アイテムの品揃え構成比を高め、ギフト需要への対応と客単価UPによる売上拡大に注力しました。当社オリジナル商品を中心に、足に纏わる商品を取り揃えたコンセプトショップ「HitoAshi(ヒトアシ)」では、足指開放ソックスや、足と歩行の分析から開発された“NAIGAI PERFORMANCE”ソックスなどのお悩み解決商品の販促に取り組みました。

これらの結果、当第1四半期連結累計期間の小売り事業の売上高は533百万円(前年同四半期は477百万円)、営業損失は26百万円(前年同四半期は9百万円の営業損失)となりました。

(2)会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(3)財政状態に関する分析

当第1四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末に対して166百万円増加し、11,878百万円となりました。流動資産では、商品及び製品が884万円増加し、現金及び預金が403百万円、受取手形及び売掛金が576百万円減少しました。

負債は、前連結会計年度末に対して420百万円増加し、5,169百万円となりました。電子記録債務が378百万円増加しました。

純資産につきましては、親会社株主に帰属する四半期純損失283百万円の計上と為替換算調整勘定の増加63百万円等により、前連結会計年度末に対して253百万円減少し、6,709百万円となりました。

この結果、自己資本比率は前連結会計年度末に対して3.0ポイント減少し、56.5%となりました。

(4)経営方針・経営戦略等

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(5)優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(6)研究開発活動

該当事項はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	27,800,000
計	27,800,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (2022年4月30日)	提出日現在発行数(株) (2022年6月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	8,217,281	8,217,281	東京証券取引所 (スタンダード市場)	単元株式数 100株
計	8,217,281	8,217,281	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2022年2月1日～ 2022年4月30日	-	8,217,281	-	2,000	-	546

(注) 2022年4月27日開催の第125回定時株主総会において、2022年7月1日を効力発生日として、資本金を2,000,000,000円から100,000,000円に減少する旨、及びこれをもって欠損填補する旨が承認可決されております。

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2022年4月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 51,200	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 8,112,700	81,127	-
単元未満株式	普通株式 53,381	-	-
発行済株式総数	8,217,281	-	-
総株主の議決権	-	81,127	-

【自己株式等】

2022年4月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合 (%)
株式会社ナイガイ	東京都港区赤坂七丁目8番5号	51,200	-	51,200	0.62
計	-	51,200	-	51,200	0.62

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（2007年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（2022年2月1日から2022年4月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2022年2月1日から2022年4月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、アーク有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2022年1月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2022年4月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,131	3,728
受取手形及び売掛金	2,791	2,214
商品及び製品	1,797	2,681
仕掛品	15	14
原材料及び貯蔵品	97	99
その他	463	690
貸倒引当金	27	20
流動資産合計	9,269	9,408
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	85	85
土地	73	79
その他(純額)	157	173
有形固定資産合計	316	338
無形固定資産		
無形固定資産	101	101
投資その他の資産		
投資有価証券	1,787	1,789
その他	251	253
貸倒引当金	13	13
投資その他の資産合計	2,024	2,029
固定資産合計	2,443	2,470
資産合計	11,712	11,878

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2022年1月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2022年4月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	623	659
電子記録債務	827	1,205
短期借入金	1,134	1,136
未払法人税等	55	13
賞与引当金	18	39
返品調整引当金	308	-
株主優待引当金	6	6
その他	509	839
流動負債合計	3,483	3,901
固定負債		
長期借入金	300	300
退職給付に係る負債	818	807
繰延税金負債	67	84
その他	79	76
固定負債合計	1,265	1,267
負債合計	4,749	5,169
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000	2,000
資本剰余金	5,328	5,328
利益剰余金	710	994
自己株式	0	15
株主資本合計	6,617	6,318
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	232	212
為替換算調整勘定	113	177
その他の包括利益累計額合計	346	390
純資産合計	6,963	6,709
負債純資産合計	11,712	11,878

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2021年2月1日 至 2021年4月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2022年2月1日 至 2022年4月30日)
売上高	2,921	2,840
売上原価	1,516	1,895
売上総利益	1,404	945
販売費及び一般管理費	1,349	1,303
営業利益又は営業損失()	55	357
営業外収益		
受取利息	0	0
為替差益	-	79
持分法による投資利益	-	4
その他	17	3
営業外収益合計	18	87
営業外費用		
支払利息	3	2
為替差損	2	-
持分法による投資損失	5	-
その他	1	1
営業外費用合計	12	3
経常利益又は経常損失()	60	273
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失()	60	273
法人税、住民税及び事業税	5	8
法人税等調整額	0	1
法人税等合計	6	9
四半期純利益又は四半期純損失()	54	283
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主 に帰属する四半期純損失()	54	283

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2021年2月1日 至 2021年4月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2022年2月1日 至 2022年4月30日)
四半期純利益又は四半期純損失()	54	283
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	141	1
為替換算調整勘定	30	63
持分法適用会社に対する持分相当額	2	21
その他の包括利益合計	175	44
四半期包括利益	229	238
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	229	238

【注記事項】

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)および「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)(以下「収益認識会計基準等」という。)を当第1四半期連結会計期間の期首より適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスとして交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしています。なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品及び製品の国内販売において、出荷時から顧客への商品及び製品移転時までの期間が通常の間である場合は、出荷時点で収益を認識しております。収益認識会計基準等の適用による主な変更点は、以下のとおりです。

返品権付取引に係る収益認識

従来、売上総利益相当額に基づいて「流動負債」に計上していた「返品調整引当金」については、返品されると見込まれる商品及び製品の収益および売上原価相当額を除いた額を収益および売上原価として認識する方法に変更しており、返品されると見込まれる商品及び製品の対価を返金負債として「流動負債」の「その他」に、返金負債の決済時に顧客から商品及び製品を回収する権利として認識した資産を返品資産として「流動資産」の「その他」に含めて表示しています。

本人及び代理人取引に係る収益認識

顧客への商品の提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、顧客から受け取る額から商品の仕入れ先に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しています。

顧客に支払われる対価

販売促進費やリポート等、顧客に支払われる対価について、従来は、販売費及び一般管理費として処理する方法によっておりましたが、取引価格から減額する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当第1四半期連結会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当第1四半期連結会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当第1四半期連結会計期間の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当第1四半期連結累計期間の売上高は221百万円増加し、売上原価は253百万円増加し、販売費及び一般管理費は31百万円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。さらに、「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号 2020年3月31日)第28-15項に定める経過的な取扱いに従って、前第1四半期連結累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、四半期連結財務諸表に与える影響はありません。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の影響に係る会計上の見積り)

前連結会計年度の有価証券報告書の(追加情報)に記載した新型コロナウイルス感染症の影響に係る会計上の見積りの仮定について、重要な変更はありません。

(連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱いの適用)

当社及び国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(2020年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(資本金の額の減少及び剰余金の処分)

当社は2022年4月27日開催の第125回定時株主総会において、資本金の額の減少及び剰余金の処分に関する決議の承認を受けております。

1. 資本金の額の減少の目的

現在生じている繰越利益剰余金の欠損を填補し、早期復配に向けた環境整備を行うこと及び今後の機動的かつ柔軟な資本政策に備えることを目的としております。

2. 資本金の額の減少の内容

(1) 減少する資本金の額

2022年1月31日現在の資本金の額2,000,000,000円のうち1,900,000,000円を減少し、資本金の額を100,000,000円といたします。

(2) 資本金の額の減少の方法

会社法第447条第1項の規定に基づき、発行済株式総数を変更することなく、資本金の額のみを減少し、減少額1,900,000,000円をその他資本剰余金に振り替えます。

3. 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、上記の資本金の額の減少の効力発生を条件に、当該減少により増加するその他資本剰余金1,900,000,000円と2022年1月31日現在のその他資本剰余金4,794,428,702円のうち43,431,437円を合計した1,943,431,437円を繰越利益剰余金に振り替えます。これにより2022年1月31日現在の欠損額1,943,431,437円は全額填補され、繰越利益剰余金は0円となる予定です。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 1,943,431,437円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 1,943,431,437円

4. 日程

- | | |
|-----------------|---------------|
| (1) 取締役会決議日 | 2022年3月30日 |
| (2) 株主総会決議日 | 2022年4月27日 |
| (3) 債権者異議申述公告日 | 2022年5月13日 |
| (4) 債権者異議申述最終期日 | 2022年6月13日 |
| (5) 効力発生日 | 2022年7月1日(予定) |

(四半期連結貸借対照表関係)

期末日満期手形及び電子記録債務

期末日満期手形及び電子記録債務の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当四半期連結会計期間の末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形及び電子記録債務が当四半期連結会計期間末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (2022年1月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2022年4月30日)
受取手形	- 百万円	32百万円
支払手形	-	6
電子記録債務	-	7

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2021年2月1日 至 2021年4月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2022年2月1日 至 2022年4月30日)
減価償却費	23百万円	25百万円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 2021年2月1日 至 2021年4月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント		合計	調整額 (注)1	四半期連結損益 計算書計上額 (注)2
	卸売り事業	小売り事業			
売上高					
外部顧客への売上高	2,443	477	2,921	-	2,921
セグメント間の内部売上高又は 振替高	29	-	29	29	-
計	2,472	477	2,950	29	2,921
セグメント利益又は損失()	64	9	55	-	55

(注)1. 調整額はセグメント間の取引消去であります。

2. セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

当第1四半期連結累計期間(自 2022年2月1日 至 2022年4月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント		合計	調整額 (注)1	四半期連結損益 計算書計上額 (注)2
	卸売り事業	小売り事業			
売上高					
外部顧客への売上高	2,307	533	2,840	-	2,840
セグメント間の内部売上高又は 振替高	13	0	13	13	-
計	2,321	533	2,854	13	2,840
セグメント損失()	331	26	357	-	357

(注)1. 調整額はセグメント間の取引消去であります。

2. セグメント損失()は、四半期連結損益計算書の営業損失と一致しております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

(収益認識に関する会計基準等の適用)

会計方針の変更に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間の期首から収益認識会計基準等を適用し、収益認識に関する会計処理方法を変更したため、事業セグメントの利益又は損失の算定方法を同様に変更しております。

この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、当第1四半期連結累計期間の「外部顧客への売上高」は「卸売り事業」で221百万円増加しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当第1四半期連結累計期間(自2022年2月1日至2022年4月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			合計
	卸売り事業	小売り事業	計	
レッグ・アンダーウェア	1,908	192	2,101	2,101
ホームウェア	177	6	184	184
バッグ	-	334	334	334
その他	221	-	221	221
顧客との契約から生じる収益	2,307	533	2,840	2,840
外部顧客への売上高	2,307	533	2,840	2,840

(注)その他には、アウトターアパレル、ゴム系等が含まれております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失()及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自2021年2月1日 至2021年4月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自2022年2月1日 至2022年4月30日)
1株当たり四半期純利益又は 1株当たり四半期純損失()	6円66銭	34円55銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益又は 親会社株主に帰属する四半期純損失() (百万円)	54	283
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純 利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失 ()(百万円)	54	283
普通株式の期中平均株式数(株)	8,209,567	8,203,605

(注)前第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。当第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載していません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年6月13日

株式会社ナイガイ
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人
東京オフィス

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三 島 徳 朗

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 徳 永 剛

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ナイガイの2022年2月1日から2023年1月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2022年2月1日から2022年4月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2022年2月1日から2022年4月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ナイガイ及び連結子会社の2022年4月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。